

飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館の指定管理者の指定取消について

飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、下記施設の指定管理者の指定を取り消しました。

記

1 施設名及び所在地

- (1) 施設名 飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館
- (2) 所在地 飛騨市河合町角川 709 番地

2 指定状況

- (1) 指定管理者 河合町手漉き和紙組合
- (2) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 指定の取消内容

- (1) 取消書通知日 令和7年2月3日
- (2) 取消年月日 令和7年4月1日（取消効力発生日）
- (3) 取消理由 指定管理者からの指定取消の申し出により、施設運営を継続することができないと認めたため。